

# よくある質問

## Q1 補助対象経費として認められる品目は?

A1 代表的な品目は以下のとおりです。

- 消耗品費…刈払機の燃料・替え刃、草刈りに使用する鎌、除草剤など、  
植栽用の球根・プランター、側溝清掃用のジョレン・土のう袋、  
側溝の蓋上げ機、回覧に使用する用紙・プリンターインク、  
ごみ袋(燃やすごみの指定袋は除く)
- 印刷製本費…回覧のコピー費用、申請書類に貼付する写真の現像費用
- 通信費…実施案内などの切手・はがき代
- 保険料…ボランティア保険(年単位で加入している場合は、催しの実施回数で案分した額)
- 食糧費…ジュース・お茶(会場で飲みきることができる容量のもの)など
- 賃借料…集めたごみの運搬に使用した車両(清掃用具の買い出しのみに使用した車両  
は対象外)や刈払機の借上げ代(謝礼は対象外)
- 委託料…側溝の泥上げ費用(危険箇所に限る)、草の刈取り(刈払機を扱うことができる  
者がいない場合など)※委託する場合は事前に相談してください。



## Q2 補助対象として間違いやすい品目は?

A2 必要な個数を大幅に超過しているもの、持ち帰って個人での使用可能性があると認められるものや他の催しなどに流用できるものは補助対象となりません。特に間違いやすい品目は以下のとおりです。

### ○ 補助対象とならないもの

- NG 燃やすごみの指定袋、ティッシュなど(参加賞としての意味合いが強く、景品に該当する)
- NG マスク、手指消毒用の消毒液、体温計など(日用品としての性格が強いもの)
- NG 弁当類、オードブル、アルコール類 NG 有料のレジ袋(ごみ袋として使用した場合は補助対象)
- NG デジタルカメラ・プリンター本体、記録用メディア(SDカードなど)
- NG 打合せの会場費 NG 害虫薬剤(スミチオンなど) NG 側溝清掃、草刈りの全部委託
- NG その他清掃活動に直接関係がないと認められるもの

